

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム「楽聚」多床室・重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 松井田福祉会
- (2) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
群馬県指定 1071100786 号
平成24年 6月 8日指定
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム『楽聚』
- (4) 施設所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1
- (5) 電話番号 027-387-0910
- (6) 代表者 理事長 高橋 好一

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
- (2) 敷地面積 9,242㎡
- (3) 建物の延べ床面積 4,589,66㎡
- (4) 併設事業

サービスの種類	群馬県知事の事業所指定	利用定員
介護老人福祉施設	ユニット型	30名
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	楽聚（短期入所）ユニットのみ	10名
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター楽聚	30名

(5) 施設の周辺環境

遠く浅間山、妙義山を望み、碓氷川の清流に育まれた田園風景の広がる自然豊かな場所に位置しています。施設の明るく開放的な窓からからは、ときおり走る信越線の蒸気機関車の風情も味わうことができ、また、古くから中山道を往来する旅人や湯治客に親しまれてきた磯部温泉からも程近く、夏にはお祭りの打ち上げ花火も観賞できます。

3. 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、施設サービスを提供します。

この施設は身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ、居室において、これを受けることが困難な方がご利用いただけます。

4. 居室の概要

1階多床室特別養護老人ホーム

居室の種類	室数	面積	備考
2人部屋	5室	約23㎡/1室	洗面・ダンス・ナースコール・TV接続用端子設置済
4人部屋	10室	約46㎡/1室	〃
計	15室		24人・26人の2ユニット
食堂及び機能訓練室	2室	約78㎡/2室	24ユニットに平行棒
台所	2室	約13㎡/2室	
浴室	1室	約42㎡/1室	一般浴槽 1・機械浴槽 2
脱衣室	1室	約33㎡/1室	

24人 ユニット (桜)

居室の種類	室数
4人部屋	5室
2人部屋	2室

26人 ユニット (撫子)

居室の種類	室数
4人部屋	5室
2人部屋	3室

※2人部屋への入居を希望される場合は、空き状況やご契約者の心身の状況によりご希望に添えない場合もあります。

※食事は各ユニットで摂っていただきます。

5. 従業者の種類、員数及び職務内容

一 管理者 1人

管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

二 従業者	医師	2人 (非常勤)
	生活相談員	1人 (兼務)
	施設介護支援専門員	1人 (兼務)
	看護職員	4人 (常勤3人、非常勤1人)
	機能訓練指導員	1人 (兼務)
	介護職員	21人 (常勤19人、非常勤2人)
	管理栄養士	1人 (兼務)

従業者は、特別養護老人ホームの生活介護にあたります。

三 事務職員 3人 (兼務)

事務職員は、必要な事務を行います。

6. 営業日及び営業時間

営業日は年間無休です。

営業時間は、業務は24時間対応いたします。連絡については、通常、8時30分から17時30分の間ですが、緊急の場合には随時対応いたします。

面会時間 9時から20時

7. 【施設サービス】の内容

・施設サービス計画の立案

・居室

従来型特別養護老人ホーム(多床室)

定員2・4名の多床室になります。

・食事

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

原則、ユニット食堂にてお摂りいただきます。

・入浴

週に最低2回入浴していただけます。

施設内5ヶ所ある浴室で状態にあわせ、どんな方でも安心・安全に気持ちよく入浴していただけます。

・介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助・おむつ交換・体位交換・

シーツ交換・施設内の移動の付添い・離着床の介助等

・機能訓練

機能訓練指導員の指導により機能低下予防に努めます。

・生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

- ・健康管理

当施設では、年1回健康診断を行います。

また、毎週月・木曜日の13:00から15:00まで主治医の診察や健康相談サービスを受けることができます。

- ・特別食の提供

当施設では利用者のご希望により、特別な食事を提供することもできます。

詳しくは職員にお尋ねください。ご利用の際は、料金は別途かかります。

- ・理美容サービス

2ヶ月に1回の割合で、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

※美容師によるパーマ、染めは

利用料金：1回あたり 2,000円 別途になります。

- ・行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。

ただし、手続きに係わる経費はその都度お支払いいただきます。

- ・レクリエーション

日々の生活を楽しくいただき、可能な限り日常生活動作を維持できるよう、レクリエーションも取り入れていきます。

- ・行事

当施設では、地域交流に力を入れ地域の皆様と「交流スペース」にて歓談・物づくり・花、野菜作り等に努めます。

四季おりおりに観桜会・紅葉狩などの外出行事、誕生会・納涼祭・クリスマス会・年末行事・お正月行事などを計画し、実行していきます。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

8. 入退所の手続き

- ・入所手続き

必要な書類等

介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、老人医療受給者証、診断書（情報提供表）等、

印鑑2本（利用者・契約者）、衣類一式

- ・退所手続き

契約書、第六章契約の終了中に記載された事由等に該当した場合は退所となります。

ただし、利用者の都合で退所する場合は、退所先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

9. その他期間、回数が限られている料金

退所時相談援助加算：1回限度、一回あたり4,000円（自己負担400円）

退所前連携加算：入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合5,000円（自己負担500円）

退所前後訪問相談援助加算：入所中1回(又は2回)退所後1回を限度に4,600円
(自己負担460円)

10. 介護報酬以外で自己負担をしていただく経費

①特別な食事（お酒含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②複写物の交付

ご契約者は、サービスの内容についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費ご負担をいただきます。

利用料金 1枚につき20円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。なお、おむつ代・洗濯代は介護保険給付対象となっています。

11. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

協力医療機関

- ① 松井田病院 内科・外科・呼吸器科・循環器科・整形外科・耳鼻咽喉科
- ② 信沢歯科 歯科

12. 通常の事業の実施地域

安中市を中心に県下全域を対象といたします。

13. 緊急時における対応方法

速やかに対応するとともに、ご家族に連絡します。

14. 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。

15. 苦情処理の体制

利用者からの苦情に対応する常設の窓口

担当者 生活相談員

TEL 027-387-0910

FAX 027-387-0808

行政機関等の苦情受付

安中市 高齢者支援課

安中市安中一丁目23-13

TEL 027-382-1111

松井田支所 住民福祉課

安中市松井田町新堀245

TEL 027-382-1111

国民健康保険団体連合会

前橋市元総社町335-8 市町村会館2F

TEL 027-290-1323

16. 非常災害対策

管理者は、防災管理者を定め、災害事故防止と利用者の安全確保に努めていきます。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

・実施の有無 なし

18. その他運営に関する重要事項

(1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を遵守いたします。

また従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 事業者は、個人データを第三者に提供する場合は、本人の同意を得て提供します。但し、法令に基づくとき及び本人の同意を得ることが困難なときで、人の生命・身体又は財産を守る場合、公衆衛生の向上を図る場合、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合は、本人の同意を得ることなく提供する場合があります。

<使用目的>

- ① 利用者の介護認定の申請、更新または変更のため。
- ② 利用者にかかわる施設サービス計画を立案し、円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンスでの情報提供のため。
- ③ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため。
- ④ 事故が発生した場合、区市町村への連絡のため。
- ⑤ 利用者からの苦情に関して、区市町村が行う調査への協力のため。
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届け出のため。
- ⑦ 医療機関へ利用者の心身の状況、生活歴等、情報提供のため。（外来受診時や入院時等）

- ⑧ 利用者の急変時、協力医療機関へ連絡を行う場合。
- ⑨ 嘱託医への相談時、利用者の心身の状況を把握してもらうため。
- ⑩ 当事業所が発行する「ほほえみ」やホームページへの、写真（活動風景等）の掲載。

（ はい ・ いいえ ）

(3) 看取り介護を希望される利用者、ご家族に対し、以下のもと看取り介護をさせていただきます。

1 看取り介護の基本理念

利用者の意思を尊重しつつ、安心・安楽な生活を維持し、家族スタッフ職員の温かい見守りの中で、その人が最期まで人間らしく尊厳を保ち、安らかな終末を迎えられるよう努めます。

2 看取り介護の定義

看取り介護は特別養護老人ホーム「楽聚」の利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期を迎える場所及びケアの方法等について本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重して行います。特別養護老人ホーム「楽聚」において看取り介護を希望される利用者、および家族の支援を最期の時点まで継続することが基本ですが、看取り介護実施中にやむを得ず病院等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎや、家族の支援を行うこととします。

2-1 特別養護老人ホーム「楽聚」の利用者が安らかな終末を迎える権利を守り、看取り介護の実施が可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるよう全人的ケアを提供するための体制を整えます。

2-2 特別養護老人ホーム「楽聚」は医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支える看取りに努めさせていただきます。

19. 重要事項説明書と同時に契約書にも記名・押印し、それをもって契約開始とします。

特別養護老人ホーム「楽聚」のサービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項、及び看取り介護に関する説明し同意を得て、交付をいたしました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1

名称 社会福祉法人 松井田福祉会
特別養護老人ホーム「楽聚」

説明者 生活相談員 ・ 介護支援専門員

氏名 印

私は、契約書及び本書により事業者から特別養護老人ホーム「楽聚」についての重要事項、看取り介護に関する説明を受け同意をし、受領をいたしました。

契約者（身元引受人等）

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム「楽聚」ユニット型・重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 松井田福社会
(2) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
群馬県指定 1071100794 号
平成24年 6月 8日指定
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム『楽聚』
(4) 施設所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1
(5) 電話番号 027-387-0910
(6) 代表者 理事長 高橋 好一

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
(2) 敷地面積 9,242㎡
(3) 建物の延べ床面積 4,589.66㎡
(4) 併設事業

サービスの種類	群馬県知事の事業所指定	利用定員
介護老人福祉施設	多床室	50名
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	楽聚（短期入所）ユニットのみ	10名
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター楽聚	30名

(5) 施設の周辺環境

遠く浅間山、妙義山を望み、碓氷川の清流に育まれた田園風景の広がる自然豊かな場所に位置しています。施設の明るく開放的な窓からからは、ときおり走る信越線の蒸気機関車の風情も味わうことができ、また、古くから中山道を往来する旅人や湯治客に親しまれてきた磯部温泉からも程近く、夏にはお祭りの打ち上げ花火も観賞できます。

3. 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、施設サービスを提供します。

この施設は身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ、居宅において、これを受けることが困難な方がご利用いただけます。

4. 居室の概要

2階ユニット型特別養護老人ホーム

居室の種類	室数	面積	備考
個室	30室	約15㎡/1室	洗面・タンス・ナースコール・TV接続用端子設置済
個室 (短期入所)	10室	約15㎡/1室	〃
計	40室		10室で1ユニットの4ユニット
共同生活室 (食堂)	4室	約8.2㎡/1室	ユニット毎にTVあり
機能訓練室		約8.2㎡/1室	
浴槽	3室	約26㎡(2室)・12㎡	一般浴槽・機械浴槽
娯楽室		約17㎡	カラオケ
美容室		約8㎡	
多目的室		約26㎡	レクリエーション・クラブ活動

※食事は各ユニットで摂っていただきます。

5. 従業者の種類、員数及び職務内容

一 管理者 1人

管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- 二 従業者 医師 2人 (非常勤)
- 生活相談員 1人 (常勤)
- 施設介護支援専門員 1人 (常勤)
- 看護職員 5人 (常勤4人、非常勤1人)
- 機能訓練指導員 1人 (看護職兼務)
- 介護職員 22人 (常勤18人、非常勤4人)
- 管理栄養士 1人 (兼務)

従業者は、特別養護老人ホームの生活介護にあたります。

三 事務職員 4人 (兼務)

事務職員は、必要な事務を行います。

6. 営業日及び営業時間

営業日は年間無休です。

営業時間は、業務は24時間対応いたします。連絡については、通常、8時30分から17時30分の間ですが、緊急の場合には随時対応いたします。

面会時間 9時から20時

7. 【施設サービス】の内容

- ・施設サービス計画の立案

- ・居室

特別養護老人ホーム ユニット型

全室個室になります。

- ・食事

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

原則、ユニット食堂にてお摂りいただきます。

- ・入浴

週に最低2回入浴していただけます。

施設内5ヶ所ある浴室で状態にあわせ、どんな方でも安心・安全に気持ちよく入浴していただけます。

- ・介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助・おむつ交換・体位交換・
シーツ交換・施設内の移動の付添い・離着床の介助等

- ・機能訓練

機能訓練指導員の指導による機能低下予防に努めます。

- ・生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

- ・健康管理

当施設では、年1回健康診断を行います。

また、毎週月・火曜日の13:00から15:00まで主治医の診察や健康相談サービスを受けることができます。

- ・特別食の提供

当施設では利用者のご希望により、特別な食事を提供することもできます。

詳しくは職員にお尋ねください。ご利用の際は、料金は別途かかります。

- ・理美容サービス

2ヶ月に1回の割合で、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

- ・行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出ください。
ただし、手続きに係わる経費はその都度お支払いいただきます。

- ・レクリエーション

日々の生活を楽しんでいただき、可能な限り日常生活動作を維持できるよう、レクリエーションも取り入れていきます。

- ・行事

当施設では、地域交流に力を入れ地域の皆様と「交流スペース」にて歓談・物づくり・花、野菜作り等に努めます。

四季おりおりに観桜会・紅葉狩などの外出行事、誕生会・納涼祭・クリスマス会・年末行事・お正月行事などを計画し、実行していきます。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

8. 入退所の手続き

- ・入所手続き

必要な書類等

介護保険被保険者証、医療保険被保険者証、老人医療受給者証、診断書（情報提供表）等、印鑑2本（利用者・契約者）、衣類一式

- ・退所手続き

契約書、第六章契約の終了中に記載された事由等に該当した場合は退所となります。
ただし、利用者の都合で退所する場合は、退所先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

9. その他期間、回数が限られている料金

退所時相談援助加算：1回限度、一回あたり4,000円（自己負担400円）

退所前連携加算：入所者の退所に先立って、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、必要な情報を提供し、かつ、当該事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合5,000円（自己負担500円）

退所前後訪問相談援助加算：入所中1回(又は2回)退所後1回を限度に4,600円
(自己負担460円)

10. 介護報酬以外で自己負担をしていただく経費

①特別な食事（お酒含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②複写物の交付

ご契約者は、サービスの内容についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費ご負担をいただきます。

利用料金 1枚につき20円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。なお、おむつ代・洗濯代は介護保険給付対象となっています。

1 1. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

協力医療機関

- ① 松井田病院 内科・外科・呼吸器科・循環器科
- ② 信沢歯科 歯科

1 2. 通常の事業の実施地域

安中市を中心に県下全域を対象といたします。

1 3. 緊急時における対応方法

速やかに対応するとともに、ご家族に連絡します。

1 4. 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。

1 5. 苦情処理の体制

利用者からの苦情に対応する常設の窓口

担当者 生活相談員

TEL 027-387-0910

FAX 027-387-0808

行政機関等の苦情受付

安中市 高齢者支援課

安中市安中一丁目23-13

TEL 027-382-1111

松井田支所 住民福祉課

安中市松井田町新堀245

TEL 027-382-1111

国民健康保険団体連合会

前橋市元総社町335-8 市町村会館2F

TEL 027-290-1323

1 6. 非常災害対策

管理者は、防災管理者を定め、災害事故防止と利用者の安全確保に努めていきます。

17. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 なし

18. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を遵守いたします。
また従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 事業者は、個人情報第三者に提供する場合は、本人の同意を得て提供します。
但し、法令に基づくとき及び本人の同意を得ることが困難なときで、人の生命・身体又は財産を守る場合、公衆衛生の向上を図る場合、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合は、本人の同意を得ることなく提供する場合があります。

<使用目的>

- ① 利用者の介護認定の申請、更新または変更のため。
- ② 利用者に関わる施設サービス計画を立案し、円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンスでの情報提供のため。
- ③ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため。
- ④ 事故が発生した場合、区市町村への連絡のため。
- ⑤ 利用者からの苦情に関して、区市町村が行う調査への協力のため。
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届け出のため。
- ⑦ 医療機関へ利用者の心身の状況、生活歴等、情報提供のため。（外来受診時や入院時等）
- ⑧ 利用者の急変時、協力医療機関へ連絡を行う場合。
- ⑨ 嘱託医への相談時、利用者の心身の状況を把握してもらうため。
- ⑩ 当事業所が発行する「ほほえみ」やホームページに、写真（活動風景等）の掲載。

（ はい ・ いいえ ）

- (3) 看取り介護を希望される利用者、ご家族に対し、以下のもと看取り介護をさせていただきます。

1 看取り介護の基本理念

利用者の意思を尊重しつつ、安心・安楽な生活を維持し、家族スタッフ職員の温かい見守りも中で、その人が最期まで人間らしく尊厳を保ち、安らかな週末を迎えられるよう努めます。

2 看取り介護の定義

看取り介護は特別養護老人ホーム「楽聚」の利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期を迎える場所及びケアの方法等について本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重して行います。

特別養護老人ホーム「楽聚」において看取り介護を希望される利用者、および家族の支援を最後の時点まで継続することが基本ですが、看取り介護実施中に

やむを得ず病院等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎや家族の支援を行うこととします。

- 2-1 特別養護老人ホーム「楽聚」の利用者が安らかな週末を迎える権利を守り、看取り介護の実施が可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死が迎えられるよう全人的ケアを提供するための体制を整えます。
- 2-2 特別養護老人ホーム「楽聚」は医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支える看取りに努めさせていただきます。

19. 重要事項説明書と同時に契約書にも記名・押印し、それをもって契約開始とします。特別養護老人ホーム「楽聚」のサービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項、及び看取り介護に関する説明し同意を得て、交付をいたしました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1

名称 社会福祉法人 松井田福祉会
特別養護老人ホーム「楽聚」

説明者 生活相談員 ・ 介護支援専門員

氏名 大塚 幸代 印

私は、契約書及び本書により事業者から特別養護老人ホーム「楽聚」についての重要事項、看取り介護に関する説明を受け同意をし、受領をいたしました。

契約者（身元引受人等）

住所 _____

氏名 _____ (印)

利用者

住所 _____

氏名 _____ (印)

指定介護老人福祉施設

介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 松井田福社会
(2) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
群馬県指定 1071100794 号
平成24年 6月 8日指定
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム『楽聚』
(4) 施設所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1
(5) 電話番号 027-387-0910
(6) 代表者 理事長 高橋 好一

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
(2) 敷地面積 9,242㎡
(3) 建物の延べ床面積 4,589.66㎡
(4) 併設事業

サービスの種類	群馬県知事の事業所指定	利用定員
介護老人福祉施設	多床室	50名
ユニット型小規模 介護福祉施設	ユニット型	30名
通所介護 介護予防通所介護	デイサービスセンター楽聚	30名

(5) 施設の周辺環境

遠く浅間山、妙義山を望み、碓氷川の清流に育まれた田園風景の広がる自然豊かな場所に位置しています。施設の明るく開放的な窓からからは、ときおり走る信越線の蒸気機関車の風情も味わうことができ、また、古くから中山道を往来する旅人や湯治客に親しまれてきた磯部温泉からも程近く、夏にはお祭りの打ち上げ花火も観賞できます。

3. 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、施設サービスを提供します。

この施設は身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ、居宅において、これを受けることが困難な方がご利用いただけます。

4. 居室の概要

2階ユニット型特別養護老人ホーム

居室の種類	室数	面積	備考
個室	30室	約15㎡/1室	洗面・タンス・ナースコール・TV接続用端子設置済
個室 (短期入所)	10室	約15㎡/1室	〃
計	40室		10室で1ユニットの4ユニット
共同生活室 (食堂)	4室	約82㎡/1室	ユニット毎にTVあり
機能訓練室		約82㎡/1室	
浴槽	3室	約26㎡(2室)・12㎡	一般浴槽・機械浴槽
娯楽室		約17㎡	カラオケ
美容室		約8㎡	
多目的室		約26㎡	レクリエーション・クラブ活動

※食事は各ユニットで摂っていただきます。

5. 従業者の種類、員数及び職務内容

一 管理者 1人

管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

- 二 従業者 医師 2人 (非常勤)
生活相談員 1人 (常勤)
施設介護支援専門員 1人 (常勤)
看護職員 5人 (常勤4人、非常勤1人)
機能訓練指導員 1人 (看護職兼務)
介護職員 22人 (常勤22人、非常勤4人)
管理栄養士 1人 (兼務)

従業者は、特別養護老人ホームの生活介護にあたります。

三 事務職員 4人 (兼務)

事務職員は、必要な事務を行います。

6. 営業日及び営業時間

営業日は年間無休です。

営業時間は、業務は24時間対応いたします。連絡については、通常、8時30分から17時30分の間ですが、緊急の場合には随時対応いたします。

面会時間 9時から20時

7. 【施設サービス】の内容

- ・施設サービス計画の立案

- ・居室

特別養護老人ホーム ユニット型

全室個室になります。

- ・食事

朝食 8:00～

昼食 12:00～

夕食 18:00～

原則、ユニット食堂にてお摂りいただきます。

- ・入浴

施設内5ヶ所ある浴室（一般浴槽・特殊浴槽）で身体状況にあわせ、どんな方でも安心・安全に気持ちよく入浴していただけます。

- ・介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え・排泄・食事等の介助・おむつ交換・体位交換・

シーツ交換・施設内の移動の付添い・離着床の介助等

- ・機能訓練

機能訓練指導員の指導による機能低下予防に努めます。

- ・生活相談

生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

- ・健康管理

血圧測定や体調等の確認

- ・理美容サービス

奇数月の第2、第4月曜と、偶数月の第1月曜に、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 2,000円

- ・送迎

事業所の車両によるご利用者の居宅と事業所間の送迎

※日曜日の施設送迎は、行っておりません。

・レクリエーション

日々の生活を楽しくいただき、可能な限り日常生活動作を維持できるよう、レクリエーションも取り入れていきます。

・行事

当施設では、地域交流に力を入れ地域の皆様と「交流スペース」にて歓談・物づくり・花、野菜作り等に努めます。

四季おりおりに観桜会・紅葉狩などの外出行事、誕生会・納涼祭・クリスマス会・年末行事・お正月行事などを計画し、実行していきます。

行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

8. 記録の整備

(1) 事業者は、サービス提供に伴う記録を整備し、契約終了後5年間保管するものとします。

(2) ご利用者は、下記の時間において前項の記録を閲覧することができます。

閲覧可能時間	土日、祝日及び年末年始を除く午前10時から午後4時
閲覧場所	特別養護老人ホーム「楽聚」内事務所等

9. 通常の事業の実施地域

安中全域を対象といたします。

10. 緊急時における対応方法

事業者は、ご利用者の容体変化に対応するため、家族等対応者、主治医、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等の緊急連絡先を把握するものとします。

11. 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止など必要な措置を講じます。

12. 苦情処理の体制

利用者からの苦情に対応する常設の窓口

担当者 生活相談員

TEL 027-387-0910

FAX 027-387-0808

行政機関等の苦情受付

安中市 高齢者支援課	安中市安中一丁目23-13 TEL 027-382-1111
松井田支所 住民福祉課	安中市松井田町新堀245 TEL 027-382-1111
国民健康保険団体連合会	前橋市元総社町335-8 市町村会館2F TEL 027-290-1323

13. 非常災害対策

管理者は、防災管理者を定め、災害事故防止と利用者の安全確保に努めていきます。

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 なし

15. その他運営に関する重要事項

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を遵守いたします。
また従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 事業者は、個人情報第三者に提供する場合は、本人の同意を得て提供します。
但し、法令に基づくとき及び本人の同意を得ることが困難なときで、人の生命・身体又は財産を守る場合、公衆衛生の向上を図る場合、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合は、本人の同意を得ることなく提供する場合があります。

<使用目的>

- ① 利用者の介護認定の申請、更新または変更のため。
- ② 利用者に関わる施設サービス計画を立案し、円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンスでの情報提供のため。
- ③ 居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、地域包括支援センターとの連携（サービス担当者会議等）、照会への回答のため。
- ④ 事故が発生した場合、県市町村への連絡のため。
- ⑤ 利用者からの苦情に関して、県市町村が行う調査への協力のため。
- ⑥ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届け出のため。
- ⑦ 医療機関へ利用者の心身の状況、生活歴等、情報提供のため。（外来受診時や入院時等）
- ⑧ 利用者の急変時、協力医療機関へ連絡を行う場合。
- ⑨ 嘱託医への相談時、利用者の心身の状況を把握してもらうため。
- ⑩ 当事業所が発行する「ほほえみ」やホームページに、写真（活動風景等）の掲載。

（ はい ・ いいえ ）

(3) 看取り介護を希望される利用者、ご家族に対し、以下のもと看取り介護をさせていただきます。

1 看取り介護の基本理念

利用者の意思を尊重しつつ、安心・安楽な生活を維持し、家族スタッフ職員の温かい見守りも中で、その人が最期まで人間らしく尊厳を保ち、安らかな週末を迎えられるよう努めます。

2 看取り介護の定義

看取り介護は特別養護老人ホーム「楽聚」の利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期を迎える場所及びケアの方法等について本人の意思、ならびに家族の意向を最大限に尊重して行います。

特別養護老人ホーム「楽聚」において看取り介護を希望される利用者、および家族の支援を最後の時点まで継続することが基本ですが、看取り介護実施中にやむを得ず病院等に搬送する利用者においても、搬送先の病院等への引継ぎや家族の支援を行うこととします。

2-1 特別養護老人ホーム「楽聚」の利用者が安らかな終末を迎える権利を守り、看取り介護の実施が可能な限り尊厳と安楽を保ち、安らかな死を迎えられるよう全人的ケアを提供するための体制を整えます。

2-2 特別養護老人ホーム「楽聚」は医師及び医療機関との連携を図り、医師の指示により管理者を中心に多職種協働体制のもとで利用者及び家族の尊厳を支える看取りに努めさせていただきます。

1.6. 支払い方法等

- ① 利用料金は1ヶ月単位で計算し、サービス提供の翌月に請求します。
- ② 支払い場所は、「楽聚」事務所窓口で、平日8時30分から17時30分まで受け付けております。又、土日、祭日であっても、ぴったりの金額でおつりが出なければ、お預かりできます。
- ③ 事業者は利用者からの支払いを受けた時は、明細を付した領収書を発行します。
- ④ 利用料金の、引き落としは、行っておりませんが、振り込みは可能です。ご希望の方は、窓口までお申し出下さい。

15. 重要事項説明書と同時に契約書にも記名・押印し、それをもって契約開始とします。

令和 年 月 日

事業者

所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1

名称 社会福祉法人 松井田福祉会
特別養護老人ホーム「楽聚」

説明者 生活相談員 ・ 介護支援専門員

氏名 大塚 幸代 印

私は、契約書及び本書により事業者から特別養護老人ホーム「楽聚」についての重要事項に関する説明を受け同意をし、受領をいたしました。

契約者（身元引受人等）

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

介護・介護予防短期入所生活介護のサービス提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し同意を得て、交付をいたしました。

(4) 営業日・営業時間・サービス提供時間

月曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
定休日	日曜日、12/31、1/1、1/2、1/3 他の定休日は、事前にお知らせします。
サービス提供時間	午前8時45分～午後4時15分

* 緊急連絡番号 027-387-0910

3 サービス内容

- ① 送迎 当センターの送迎車（リフト等）により、自宅まで送迎
- ② 食事 栄養士によるメニューの美味しい食事
- ③ 入浴 身体の状態に応じた浴槽（一般浴槽・特殊浴槽）による入浴
- ④ 機能訓練 看護師による機能訓練（リハビリ）
- ⑤ 生活相談 日常生活上の介護問題等の相談

1、指定通所介護を利用する場合

(1) 指定通所介護費

区分	項目	所要時間 7 時間以上 8 時間未満		
		金額		
		1 割負担	2 割負担	3 割負担
基本料金	要介護 1	658円/日	1,316円/日	1,974円/日
	要介護 2	777円/日	1,554円/日	2,331円/日
	要介護 3	900円/日	1,800円/日	2,700円/日
	要介護 4	1,023円/日	2,046円/日	3,069円/日
	要介護 5	1,148円/日	2,296円/日	3,444円/日

各種加算	金額			加算条件
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
入浴介助加算 (Ⅰ)	40円/日	80円/日	120円/日	<p>入浴介助を行う人員及び設備を有し、入浴中に利用者の観察を含む介助を行う場合</p> <p>入浴介助を行う職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</p> <p>(Ⅰ)の要件に加えて、医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室の環境を評価していること。利用者の居宅の浴室が、入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。</p> <p>ただし、医師等による訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない。</p> <p>機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の居宅</p>
入浴介助加算 (Ⅱ)	55円/日	110円/日	165円/日	

				<p>の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。</p> <p>上記の入浴計画に基づき、個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。</p>
栄養改善加算	200円／回	400円／回	600円／回	<p>管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>利用者ごとに栄養ケア計画を作成し、栄養状態を定期的に記録評価していること。</p> <p>必要に応じ居宅を訪問すること。</p> <p>(原則3月以内、月2回を限度)</p>
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円／回	300円／回	450円／回	<p>口腔機能の低下している利用者に対して個別に口腔清掃、摂食・嚥下に関する訓練、指導実地を行った場合(原則3月以内、月2回を限度)</p> <p>(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報その他適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160円／回	320円／回	480円／回	
若年性認知症利用者受け入れ加算	60円／日	120円／日	180円／日	初老期における認知症によって要介護者となった者に指定通所介護を行った場合
認知症加算	60円／日	120円／日	180円／日	<p>以下を満たすこと</p> <p>①看護職員又は介護職員を常勤換算法で2名以上確保していること。</p> <p>②前3月間の利用総数のうち、日常生活自立度Ⅲ以上である者の占める割合が15%以上であること。</p>

				<p>③提供時間を通じ認知症介護の指導に係る専門的な研修等を終了した者を1名以上配置していること。事例検討、技術的指導に係る会議を定期的を開催していること。</p>
中重度者ケア体制加算	45円/日	90円/日	135円/日	<p>以下を満たすこと</p> <p>①看護職員又は介護職員を常勤換算法で2名以上確保していること。</p> <p>②前3月間の利用者総数のうち、要介護3以上の者の占める割合が30%以上であること。</p> <p>③提供時間を通じ看護職員1名以上配置していること。</p>
個別機能訓練加算（I）イ	56円/日	112円/日	168円/日	<p>専従の機能訓練指導員を1名以上配置（配置時間の定めなし）</p> <p>居宅訪問で把握した状況から他職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、利用者の生活意欲が増進されるよう援助すること。</p> <p>訓練の対象者は5人程度以下の小集団又は個人</p> <p>進捗状況の評価は3ヶ月の1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又は家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて、見直しを行う。</p> <p>（I）イの要件の外、機能訓練指導員を（I）イの配置に加えて、専従</p>
個別機能訓練加算（I）ロ	76円/日	152円/日	228円/日	

個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円／月	40円／月	60円／月	<p>で1名以上配置（配置時間の定めなし）する。</p> <p>（Ⅰ）に加えて個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出していること。</p>
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円／日	44円／日	66円／日	<p>介護職員総の数のうち、介護福祉士が100分の70以上、又は、勤続10年以上の介護福祉士が100分の25以上であること。</p>
（Ⅱ）	18円／日	36円／日	54円／日	<p>介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の50以上であること。</p>
（Ⅲ）	6円／日	12円／日	18円／日	<p>介護職員の総数のうち、介護福祉士が100分の40以上、又は、看護・介護職員の総数のうち、常勤職員が100分の75以上、又は、勤続年数7年以上の常勤職員が100分の30以上であること。</p>
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円／月	200円／月	300円／月	<p>医師又は理学療法士等の助言を受けた上で、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき。計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>医師又は理学療法士等が当該施設を訪問し、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき。計画的に機能訓練を行っていること。</p>
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円／月	400円／月	600円／月	
ADL維持加算	30円／月	60円／月	90円／月	<p>イ 利用者等の総数が10人以上</p>

(I)				<p>であること。</p> <p>ロ 利用者全員について、利用開始日と当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。</p> <p>ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値に、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えた ADL 利得（調整済 ADL 利得）の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者の ADL 利得を平均して得た値が、1以上であること。</p> <p>（I）のイとロの要件を満たすこと。</p> <p>評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が3以上であること。</p>
ADL 維持加算 (II)	60円/月	120円/月	180円/月	

口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20円/回	40円/回	60円/回	<p>介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者の介護支援専門員に提供していること。</p>
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5円/回	10円/回	15円/回	<p>利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合、6月に1回を限度に、口腔の状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者の介護支援専門員に提供していること。</p>

介護職員等処遇改善 加算	I	サービス単位の合計 × 9.2%
	II	サービス単位の合計 × 9.0%
	III	サービス単位の合計 × 8.0%
	IV	サービス単位の合計 × 6.4%
	V(1)~(14)	サービス単位の合計 × 8.1%~3.3%

科学的介護推進 体制加算	40円/月	80円/月	120円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、 口腔機能、認知症の状況等に係る 基本的な情報を厚生労働省に提出 していること。
栄養アセスメン ト加算	50円/月	100円/月	150円/月	当該事業所の従業者として、又は、 外部との連携により管理栄養士を 1名以上配置していること。 管理栄養士、看護・介護職員、生活 相談員その他の職種の者が共同し て栄養アセスメントを実施し、利 用者又は家族に対してその結果を 説明し、相談等に必要に応じて対 応すること。 栄養状態等の情報を厚生労働省に 提出していること。

※利用者負担金の割合は、市町村から交付される負担割合証によります。

※各種加算については、要件を満たしたものののみ加算します。

(2) その他の料金

料金の種類	金額	備考
食費	600円/日	当日欠席の連絡が9時過ぎますと、キャン セル料といたしまして昼食代の50%、3 00円負担をお願いいたします。又、何ら かの理由で半日のみの利用で帰る場合も 同様となります。

注1 その他、オムツ、着替は、利用者の持参でお願いします。ただし、施設用を利用され
た場合は、後日お返ししていただきます。又、行事等で費用がかかる場合は、自

己負担とさせていただくこともあります。

支払い方法

1 カ月ごとに計算し、ご利用期間分の合計金額をご請求いたしますので、お支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

介護支援専門員に相談又は直接電話で問い合わせ下さい。当センター職員がお伺いいたします。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼した場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書又は電話にてお申し出ください。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1カ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者がサービスを終了できる場合

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・守秘義務に反した場合
- ・利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業者がサービスを終了できる場合

- ・利用者が、サービス料金の支払いを6カ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービス利用ができない状態であることが明らかになった場合
- ・利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6 当センターの特徴等

運営の方針

- ① 利用者のニーズと人格を尊重し、生活の質の向上を第一に、利用者の自己決定を尊重した自立支援を通し、真に満足できるサービスを提供しうる施設を目指します。
- ② 利用者の意見を反映し利用者とともに施設を運営していきます。
- ③ 地域の社会福祉資源として、多くの市民の皆様が交流できる場を提供するとともに情報提供を積極的に進め、開かれた施設を目指します。
- ④ 高齢者の介護技術、施設整備、運営などにおいて、専門性を高め、明るく楽しく快適にお過ごしいただける施設を目指します。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

緊急連絡先	1	2
氏名		
住所		
電話番号		
携帯番号		

通所サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 群馬県安中市松井田町二軒在家776番地1

名称 デイサービスセンター「楽聚」

説明者 通所介護・生活相談員

氏名 須藤 英理 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

契約者(利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ 印